

第百六十五号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三十五の三の項イ中「同条第十項」を「同条第十項」に改め、同表四十四の項ト中「第六十七条第一項」を「第六十七条」に改め、同項チ中「省令」の下に「第六十七条の二第一項、」を加え、「法第五十七条第二項」を「省令第七十条の二第二項」に、「法第五十六条第二項の規定」を「場合」に改め、同項リ中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改め、同表五十二の項中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）」を加え、同表五十三の項イ及び五十八の項ロ中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表四十四の項の改正規定（同項トに係る部分を除く。）は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

第百六十五号議案 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。